

小規模家きん飼養者の皆様へ

高病原性鳥インフルエンザが、本年10月28日に岡山県及び北海道の養鶏農場で発生が確認されて以降、国内で散発しています。11月18日には、鹿児島県の養鶏農場で、今シーズン九州初となる本病の発生が確認され、本県での発生リスクが高まっているところです。

つきましては、小規模家きん飼養者の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準（特に以下の事項）を遵守していただき、大切な家きんを高病原性鳥インフルエンザから守りましょう。

1 日常の飼育管理の徹底

- 毎日、家きんを観察し、飼育小屋やその周辺を清潔に保ちましょう。
- 世話をした後は、手洗いやうがいをしましょう。

2 野鳥等と接触させない

- 飼育小屋には金網や防鳥ネット（2cm角以下）を張り、隙間を防ぎましょう。
- 餌や水は小屋の中に置き、餌が小屋の周辺に散乱しないようにしましょう。（餌が散乱すると、それをねらう野鳥等が接近してきます。）
- 衛生的な水道水や井戸水を与えましょう。

3 ウイルスを持ち込まない

- 飼育場所の出入口には、踏み込み消毒槽の設置や消石灰を散布し、人や野生動物を介したウイルスの侵入を防ぎましょう。
- 世話をする前・した後は、靴底や手等を消毒しましょう。
- 部外者が飼育小屋に近寄らないようにしましょう。

4 異常家きん確認時の早期届出

- 飼養家きんに異状が確認された場合、在住の市町村又は最寄りの家畜保健衛生所に速やかに連絡しましょう。

<高病原性鳥インフルエンザを疑う異状>

- ①死亡羽数の増加（通常の2倍以上）
- ②飼育小屋の一カ所に固まって死亡
- ③数日にわたり連続して死亡

<届出先>

家保名	電話番号
大分家畜保健衛生所	097-541-5241
豊後大野家畜保健衛生所	0974-22-0179
玖珠家畜保健衛生所	0973-72-0313
宇佐家畜保健衛生所	0978-37-0473

